

(質問第十號) 昭和二十二年七月二十六日配付

食生活安定に関する質問主意書

右の質問主意書を國会法第七十四條によつて提出する。

昭和二十二年七月二十五日

参議院議員 市來乙彦

参議院議長 松平恒雄殿

食生活安定に關する質問主意書

主食糧の運配甚だしく、殊に政府が或は計画運配を宣言し或は超過供出を公定價格の三四倍にて買上げらるる今日の場合、之に加ふるに野菜の供出配給も亦極めて品薄すであることは一般大衆の非常に苦痛とする所である、就ては私は主として野菜に付て再質問をするのである。

曩に私の質問政府の答弁に於て

一、私が生産者の納得する程度に公定價格の引上を提唱せるに對し、政府は「生産者の立場のみから一方的に供出價格を決定することは實際問題としては許されない」と答弁された、然しながら供出價格の引上に付て生産者の立場を考へるのむづかる第二義に屬し、之に依て供出を円滑にし以て一般大衆に對する配給を成るべく豊富ならしめんことを第一義とするのである、政府は此点に思い及ばれなかつたであらう。

二、政府は「供出價格の引上は直に消費者價格の高騰を惹起し一般大衆の負担を増す結果となる」と答弁された、思うに供出價格の引上は物價体系内の他の物價に影響し又闇相場の高騰を來すことはありとするも、現在一般大衆が野菜の大部分を闇相場に依存するに比較すれば私の提唱せるが如く公定相場

を引上げると共に闇相場を取締り之を絶対に禁止すれば野菜の入手は頗る低廉となり負担が軽くなるのである、況んや現に公定價格にては生産者が供出を濫ぶるが爲め必要量の配給は到底望み得ないので矢張闇相場に依存せざるを得ないのである、私は政府が此点に付深く考察を加へ実情に徹せられんことを懇望するのである、唯闇相場が偶々公定價格を下廻ることがあるも、それは生産の過剩腐敗の懸念等に依る一時的のことであつて常例ではないのである。

三、私が取締に依て闇買出し闇持出し其他闇相場の根絶を提唱せるに對し、政府は「警察力に依る取締が眞に効果を収め得る爲めには國民全般の理解ある協力が必要である」と答弁された、私は警察力即ち國力は敗戦後の今日と雖も左様に弱いものとは思はない、仮令單獨の活動に依ても眞に取締の効果を収め得るものと信ずる、若し左様でないとするればそれは寧ろ実行手段の問題である、但し政府が國民の協力を求めらるることは誠に結構である。

茲に私は政府が國民の協力を求めらるるの主意を体し、政府が國民の爲めにする善政に依り一般大衆をして野菜の入手が成るべく容易に成るべく豊富ならんことを熱望し、政府が一般大衆殊に生活中層以下の食生活に絶大の考慮を拂ひ深甚なる同情を注ぎ實際に効果ある方策を実行せられんことを希い再質問を爲

すのである。

先以て野菜の供出に付最近新聞紙の報ずる所に依り二三の实例に対する関係者の意向を徴するに、

一、生産地側、かぼちや公定の十七円にては生産費の半分にもならず、而かも買出部隊が畑先きからどしどし買うので品物は無くなる許りで、各町村農会ではこんなに安くては当分出荷は望めないと悲観的予想を述べて居る、(七月十九日毎日新聞)、

二、市場側、再統制以後は市場の人氣が無くなり少量を高價で關に流すと云う風に變つて來た、(同上)、統制が撤廢されるか緩和されなければ出廻らないと思ふ、(同上)、

三、青果物共同組合、販賣が始つて近縣からの持込み販賣が目立つて殖えて來た、大通りに堂々と店を揚げいんげん百目二十円(公二円十錢)、とまと同二十五円(公二円九十錢)、

などと賣つて居た、(七月二十日日本經濟新聞)、

即ち一貫目の價格は、かぼちや公定十七円、關各地にて五十円乃至七十円、いんげん公定二十一円關二百円、とまと公定十九円關二百五十円、であつて關は大体公定の約三倍乃至約十五倍に相当し、而かも生産者販賣業者が随時任意に其價格を上下するが爲め頗る乱脈である。

之を要するに自由販賣に放任すれば關値は無意味に暴騰する之は既に過去に於て經驗した所であつて一般大衆殊に生活中層以下の消費者は之を購買するの力に乏しく、又關値を禁止し公定價格のみに依存せしめんとすれば供出配給は有名無実となることは顯著なる周知の事實である。

是に於て私は左の提唱を爲し政府の意見を質問するのである。

一、政府は公定價格を物價体系の一環として維持すること。

二、政府は生産者側との懇談を重ね其良心に訴へ救國濟民の赤誠を喚起し、兼ねて一般大衆殊に生活中層以下の購買力に乏しきを鑑み、生産者側を納得せしむべき適當なる協定價格を設定し、之に基いて消費者價格を定め、配給並に販賣業等一切之を適用して嚴守せしめ違犯は之を嚴罰すること。

三、協定價格は勿論臨時的なれども成るべく長期に亘り之を適用し、其間供出配給並に販賣が正常の規制に慣るるに至らば事宜に應じ漸次之を低下すること。

四、協定價格の目安は、今日の情勢に鑑み公定價格の約二倍内外を適當と思考するも、固より品種に依り実情に即し懇談の結果に待つべきは申す迄もなきこと。

五、協定價格の設定は漸次他の副食糧に及ぼすこと。

就ては

政府は以上の如き大体の主意に依り協定價格を設定し、之に依て家庭の野菜入手を成るべく多量にしようとの意見を持たるることは出來ないのであるか。

右は食生活安定上重要な案件に付文書を以て御答弁あらんことを希望する。